

統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会（第4回）議事録

1 日 時 平成 19 年 11 月 9 日（金） 16 時 00 分から 17 時 50 分

2 場 所 総務省統計局 7 階中会議室

3 出席者

構成員：吉澤正座長、大橋豊彦委員、土屋隆裕委員、舟岡史雄委員

総務省：川崎茂統計局長、下河内司統計調査部長、飯島信也総務課長、杉山茂調査企画課長、清水誠経済統計課長

4 議 題

- (1) 科学技術研究調査の民間開放について
- (2) その他の統計調査の民間開放に係る取組状況について
- (3) その他

5 配布資料

- (1) 平成 19 年科学技術研究調査 民間開放の実施状況について（案）

6 議 事 録

午後 4 時 0 0 分 開会

杉山調査企画課長 調査企画課長の杉山でございます。ただいまから第 4 回統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会を開催いたします。

既にご存じとは思いますが、竹内座長が 10 月 5 日付で統計委員会の委員長に就任され、ご本人からの申出によりまして、同日付で本懇談会の構成員を辞任するということになりました。このため、新座長が選出されるまでの間、私が進行に当たらせていただきます。

なお、本日は今泉委員と高橋委員は所用のため欠席です。

では、最初に座長の互選から入らせていただきます。本懇談会の座長につきましては、構成

員の互選により定めるということになっております。どなたか座長をご推薦いただきたいと思いますですが、いかがでしょうか。

舟岡委員 吉澤先生は本懇談会の座長代理をお務めですし、統計手法による品質管理の権威でもありますので、座長として適任と考えますが、皆様いかがでしょうか。

杉山調査企画課長 舟岡委員から吉澤座長代理を座長にいかがかという発言がございましたけれども、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声)

杉山調査企画課長 それでは、吉澤座長代理に新しく座長をお願いいたしたいと思います。これからの進行は吉澤座長をお願いいたします。座長の席にお移りください。

吉澤座長 ただいま座長に選出されました吉澤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入らせていただきます。本日の議題の第1は、科学技術研究調査の民間開放についてです。これにつきまして、資料に基づいて事務局から説明をお願いします。

清水経済統計課長 経済統計課長の清水です。それでは、ご説明させていただきます。

資料1をごらんください。科学技術研究調査民間開放の実施状況について取りまとめたものであります。平成19年度科学技術研究調査につきましては、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を行っております。委託業務内容は、調査票の送付、回収、照会対応等に係る業務であり、業務期間は平成19年5月14日から10月12日までであります。

事業の実施状況でございますが、委託業務期間の終了直後の回収状況を取りまとめております。具体的な回収率につきましては、2ページをごらんください。まず、基準日時点の回収率ですが、企業等につきましては34%、非営利団体・公的機関につきましても35%ということで、それぞれ目標値を達成しております。大学等につきましては11%ということで、未達成でございます。

続いて、督促回収率でございますが、こちらの目標としては100%としておりますが、基準として設けた水準値と比較いたしますと、企業等につきましては67%で未達成、非営利団体・公的機関、大学等につきましては、それぞれ99%、100%ということで、達成ということになります。なお、こちらの100%というのは、四捨五入して100%になるという意味でございます。

全体の回収率につきましても目標は100%ですが、17年の実績値と比較しますと、企業等は78%ということで、17年の実績値にかなり近い水準になっております。非営利団体・公的機関、大学等は、それぞれ99%、100%ということで、17年の実績値と同じ水準です。

続いて、委託業務の主な実施状況について説明をいたします。実績人員といたしましては、

合計延べ581名となっております。照会対応業務のうち照会対応状況についてご説明いたしますと、照会対応件数は2,613件、18年実績と比べて1.7倍となっております。また、国が対応した件数は412件でございます、18年実績と比較すると4分の1となっております。

なお、現在督促業務についてもカウントしておりまして、それと混在しているものもございますので、現在そのあたりの数字を精査しているところであります。

続いて督促業務ですが、4ページの上に葉書による督促対応状況というのがございます。今回の特徴は、第1回目として6月1日に約1万5,000客体に対して行った督促ですが、こちらは国が実施していた場合と異なり、より早い段階で督促を行ったものでして、基準日時点の回収率が目標を上回った要因の一つとなっているのではないかと考えております。電話による督促件数につきましては、現在精査をしているところです。また、資料に調査票の再送付数として約3,200客体とありますのは、電話督促の過程で客体が調査票等を紛失した場合に事業者からの連絡を受けて国が調査票等を再送付している件数で、それが約3,200あったということです。

続いて、調査客体への対応状況についてご説明いたします。調査客体に対して別途アンケートを実施した結果ですが、照会対応状況についてはアンケート対象数400、督促対応状況については対象数500でございます。結果につきましては6ページにまとめておりまして、照会対応状況に関しては、接続度・応対度・的確度・迅速度・利便度・満足度について、督促対応状況に関しては、応対度・的確度について聞いております。アンケート調査の結果としては、どの問についても、どちらかといえば評価する方に回答したものの割合、プラスの向きに回答したものの割合が8割を超えております。現在、それ以外にもデータの中身、未記入や誤記入についても分析を進めているところでございます。

以上が、今回実施した状況でございます。

続いて、別紙1をごらんください。科学技術研究調査の概要について簡単にまとめたものでございます。ご存じの先生方も多いと思いますが、調査対象は約1万8,000、そのうち企業等が約1万4,000、非営利団体・公的機関が約1,000、大学等が約3,000となっております。調査事項としては、研究の実施に関する事項を始め、研究に基本的な関する情報となっております。次のページに、科学技術研究調査の流れ図というものがございます。今回の実施状況を踏まえて、20年度に実施する計画、また入札実施要項を作っていくこととなりますが、現段階で念頭においている20年の調査の委託範囲をまとめたものです。これまで調査関係書類の送付、客体からの照会への対応、未回収客体に対する督促に関する事務を委託してきましたが、これに加

えまして、20年度は調査関係書類の作成及び封入に関する事務も委託しようと考えております。調査関係書類のうち調査票と結果の概要、結果の概要はパンフレットで分かり易くまとめたものですが、これらは3月までに作らなければいけないということもありまして、それ以外の調査関係資料について作成及び封入を委託しようと考えております。

以上が委託範囲の大きな変更点でございます。これを踏まえて、入札実施要項がどのように変わるのかということについて、ご説明します。

科学技術研究調査における民間競争入札実施要項ということで、お手元に資料を配布してございます。これまで行ってきた入札実施要項と変更している点についてですが、4ページですが、ただいまご説明したとおり、業務委託の内容について変更を行うことにしております。従来からの業務に加えまして、調査関係書類の印刷、封入を行っていただくことにしております。また、業務の期間を変えております。今回は3年間の複数年契約を想定し、平成20年4月から平成22年10月中旬までの予定で委託を行うことにしております。また、業務の内容につきましては、発送用の封筒、返信用の封筒、記入上の注意、調査のお願い、調査のあらまし、民間委託を明記した依頼文書、インターネットによる調査票の提出について書いたもの、インターネット活用システム操作説明書を加えております。また、これらを保管する場所を確保するというにしております。さらに、作成した調査関係書類を合わせて発送用封筒へ封入するというを書いております。また、封入するだけでなく、送付するという記述も設けております。あて先不明につきましては、新しいあて先等を調査票へ表記して送付するとしております。

続いて、5ページですが、上に照会対応の受付時間に関して記述しております。これは、以前ほかのところを書いてあったものですが、この箇所にも新たに書いて分かり易くしております。また、(オ)のところになお書きがございますが、調査票の再送付は、先ほど今回は国が行ったと申し上げたのですが、次回は印刷も行ってもらうということで、調査客体から再送付依頼があった場合には事業者が調査票等一式を送付するとしております。また、調査終了後に残った調査票等一式は総務省統計局へ返納するとしております。

続いて、ウの業務に伴う作成書類でございますが、これらの業務の追加に伴う様式の追加を列記しております。(オ)のところに勤務体制表と書いておりますが、こちらは既に報告してもらっているものの様式を今回定めております。

さらに、(3)に留意事項を設けております。作業を行うための場所を確保する、保管管理を徹底するという記述を入れております。

続いて、6ページ(4)をごらんください。業務に当たり確保されるべき質ということで、

基本的にこれまで設けた記述で、数値を19年度の実績値に置き換えております。ただ、このあたりの書きぶりは、今のところは必ずしも3年間継続できるような書きぶりにまだなっておりませんので、その整合性をこれからとっていかなければならないと考えております。

続いて、6ページの一番下から7ページにかけて、契約額の支払いを書いております。調査票等一式の送付は単価契約、かかった分だけ金額を出すという契約にしております。他の業務は請負契約としております。

続いて、3番目のところに参加者に必要な資格を書いております。今回新たに追加した点は(7)でして、共同事業体を結成して入札に参加することができるという記述を設けております。こちらは参入形態の範囲を広げるための記述です。

続いて、8ページの冒頭のところに入札のスケジュールを書いております。今回は政府調達要件ということもございまして、スケジュールを前倒ししております。官報公示を平成20年1月上旬ごろとしております。

それから、入札実施手続の中で提出書類の書きぶりを少しだけ変えております。なお書きで、欠格事由の審査に必要な書類を提示すること、これは当然ではございますが、ここで改めて明記することにいたしました。

それから、8ページの下のところから評価に関する記述が入ってきます。最初のところで、必須項目審査がございます。要員体制のところの下線を引いておりますが、こちらは体制についての記載を明記しております。さらに、のところで、調査票等一式の再送付依頼に対する迅速かつ確な処理について記述をしております。

また、設備・環境につきましても、保管、封入作業を行う場所を明示することとしております。

(オ)督促業務について、これまでは繰り返し調査票提出の督促を行うことという書きぶりにしてはございましたが、今回「繰り返し」という用語を削除しております。数多くやれば良い結果が得られるというものでは必ずしもないということが判明しましたので、その部分を削除したということです。

それから、イの加点項目審査についてですが、10ページの要員体制の記述を少し変えております。加重2として不測の事態に備えての人員補助体制は、以前は補助体制があるかとしていたものを、人員補助体制は効果的なものかという書きぶりしております。

続いて、設備・環境につきましても、今回は調査票等一式を保管するというところで、防犯・防災体制は具体的に示されているかという記述を設けております。

また、今回の委託の経験を通じ、教育・研修が重要だと感じましたので、教育の内容について踏み込んだ記述を設けております。

また、照会対応につきましてはトークスクリプトに関する記述を設けております。前は督促業務にだけトークスクリプトに関する記述を書いていたが、今回照会対応業務にも書き加えております。

少し飛びまして12ページに配分点90点とありますが、前は84点でした。今回追加した項目に関する点を加えております。

それから、12ページの一番下のところに、報告事項として調査票の再送付状況を追加しております。

さらに、14ページ冒頭のところをご覧になっていただきたいのですが、上から2行目に、当該情報等を本業務以外の目的に使用または第三者に開示する必要がある場合はあらかじめ国の承認を受けなければならないという書きぶりがあります。まだ前回の書きぶりから変えていないのですけれども、今回は第三者に開示してはならないという記述にしたいと考えております。

入札実施要項について、現在考えている案につきましては以上のとおりでございます。

科学技術研究調査につきましては、説明は以上でございます。

吉澤座長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。

舟岡委員 資料1についてですが、葉書による督促が今回調査において、第1回の6月1日、従来よりも早く督促を行った結果、基準日時点の回収率が目標とする水準値を上回り、その後、第2回から第4回までの客体数でいうと、従来の17年調査の第1回、第2回の客体数とほぼ同じです。第5回の9月30日、約200客体に対して督促を行ったというのは、これは当初計画に入っていましたか、それとも事業者が自主的に督促を行ったのでしょうか。

事務局 当初計画にはございません。1回から3回までは当初計画で、その後は事業者が自主的に行ったということで報告を受けております。

舟岡委員 17年調査で調査票一式の再送付を第3回に4,300客体に対して行っておりますが、今回、督促業務の一環として調査票の再送付は3,200客体と、1,000余り少なくなっていますが、これは何か理由があるのですか。

清水経済統計課長 17年のときに再送付を行った4,300というのは、その当方で回収できていない客体に対して一斉に送付したものでして、一方、今回の3,200というのは電話で督促をしている過程で調査票がないので送ってほしいと言われたものを積み重ねてこれだけの数になったということでございます。

舟岡委員 基準日時点の回収率が高いですが、その後やや息切れしたところもあるのかなという印象です。そのことに調査票一式再送付の件数が少ないことが影響しているのかどうか、求めがあったところにだけ提供するというのではなく、改めて調査票が送られてくると、「あっ、そうだった、記入しなければいけない」ということで回答率を高めるという効果があるとしたら、今回の調査票一式再送付のやり方よりも、従来通りの一斉再送付のやりの方がいいかなと思います。そこは少し検討していただいた方がよろしいのではないかと思います。

清水経済統計課長 今回の回収の手法を説明いたしますと、先ほど申し上げたように、第1回目は葉書の効果でかなり回収率は高かったのですが、それ以降、17年も同様ですが、国が実施していたときの調査票一式再送付による場合の回収率を取り戻せないような状態がしばらく続きまして、最後に電話で追い込みをかけたというような流れになっております。私どもから見ると、途中で未回収の客体に対して調査票一式を再送付するというのは非常に効果的だというふうに思うのですが、ただ、事業者がそう判断を下すかどうかは、事業者の創意工夫の判断に任されているという側面がございます。また、事業者からも、電話の督促をもう2週間早く始めていればもっと楽に回収できたのではないかなという感触を寄せられまして、調査票一式の再送付だけがよい手段ということには必ずしもならないのかなというふうには思っております。

吉澤座長 督促の仕方というのは、いろいろ考え方があるのでしょうけれども、基本的には事業者任せということですね。結果としてちゃんと回収ができているということがまずは大事だと思いますが、こういう経験やノウハウは、次のときにも同じ事業者がやれば分かっていることなんだろうけれども、違う事業者が落札した場合にもそういう情報をしかるべく流し、どちらが良いかをよく考えてもらうということが、確かにありますね。我々も答えるのを忘れていて、同じものがもう一回くると、これは答えないと悪いなと思ったりすることがよくありますので。

舟岡委員 それから、もう一点、契約期間が12月10日まで、業務期間が10月12日までで、業務期間を越えての業務は行っていないのですか。

事務局 行っておりません。事業者はその期間外で問合せがあった場合にはガイダンスを流してもらい、国で回答するという形で対応しております。

舟岡委員 通常、最後はできるだけ粘って、督促その他により回収を確保することが追い込みとして効果的だと思いますが、次回の計画では業務期間を今年度より2日短く計画していますね。今年度10月12日だったのを次回計画では10月10日まで、平成20年は2日短くする計画ですね。これは何か理由があるのですか。

事務局 これはカレンダーの関係です。今年は10月12日が金曜日で、一応それまでは頑張ってもらって、その翌週の月曜日までに届いた分を回収率というようにしております。そういった意味で、次回も同じような形で対応させていただこうと思っております。

吉澤座長 他にありますか。

大橋委員 2つほど、感想みたいなことです。

私は、この科学技術研究調査というものの民間開放、その対象となる業務というのはいろいろあって、官が直接実施したときを上回るような成果はなかなか出しにくい業務もあると思いますが、この科学技術研究調査というのは、民間開放の対象となる様々な業務の中でも、調査客体のところへ行って調査票を渡し、そして回収するというのではなく、郵送で送っているんですね。ですから、私はどちらかという、単純な仕事の民間開放だというふうに理解しております。そういうものだったら、せっかく民間開放するのであれば、官のときよりはずっと高いパフォーマンスを出していただかないと、何のために民間開放したのかということになります。そういう意味で、今回の結果を見ると、大体官と同じくらいですけれども、望むべくはもう少し、官よりはすぐれた回収率などを目指すべきだろうというふうに思いました。それから、もう一つは、20年度の予定で、調査関係書類、調査票及び結果の概要を除く書類の作成及び封入というのを新たに委託範囲に加えるということですが、このこと自体は非常に前向きに評価しているのですけれども、どうしてできないのかと思うのは調査票の印刷です。調査票そのものを作ることは官がやるものかもしれませんが、できた調査票の印刷みたいなものはむしろ民間開放という方向にできないのか、なぜ対象業務から外してあるのか。今回の案は調査票の作成そのもの及び印刷なども官が直接やるということですが、なぜこれを除外するのか。特に印刷業務などは民間開放していいのではないかと、そういうふうに思いましたが、いかがなものでしょうか。

清水経済統計課長 まず、最初のご感想についてですが、資料1の別紙に照会対応状況をまとめておりまして、受託事業者への照会件数、うち統計局への確認件数、客体から統計局への照会件数というのがございまして、業務そのものは決して単純ではございません。当初の計画では、一人分の作業が減ると見込んでいたのですが、実際に蓋を開けてみますと、必ずしも事業者だけに任せ切れるというような状況ではなく、事業者と国との間の連携というのがどうしても必要になってくるものであったと考えます。事業者では分からずに答え切れなかった質問というのが結構ございまして、統計局へ確認してくるものもありますし、また、客体からは事業者ではなく直接統計局に照会してくるものもあったということでございます。

それ以外にも、事業者に対して色々な業務のチェック、アドバイスをしたりといった様々な業務が常日ごろ発生しております。また、客体の側の状況も企業の事情あるいは社会経済情勢によって変わってきますので、今回の回収率をもってこれが民間事業者の成果だというような形で完全に切り分けるのは難しいという印象を持ちました。

後半の調査票につきましては、先ほど申し上げたとおり3月までに作成しなければいけないという事情もありますが、調査票はOCRの読み込み検査が必要なもので、OCRのような特別な機械を保有する企業はまれだというような事情もございます。

吉澤座長 特に2番目の印刷の部分というのは、調査票の印刷には精度を要して、全部チェックを元のところでやらなければいけないという理由ですね。関係書類なら印刷がずれても何の問題もないけれども、調査票はそうはいかない。

舟岡委員 印刷は別の事業者には委託しているのですか。

吉澤座長 現在は、相当精度を要する印刷としてそれができるところに調査票の印刷を委託をしているということです。そこはまだ他の事業者には委託できないというわけです。

大橋委員 そういうふうの一つの業務を民間開放するのであれば、パッケージとして印刷も事業者にはやらせれば良いと思います。その方が民間開放の趣旨に合っていると思います。

舟岡委員 ただ、キャッチボールが必要なんじゃないでしょうか。例えば、色の具合とか、レイアウトとか、結果を見ながら絶えず改善して、最終的に着手させるという、そこまでキャッチボールをしておいて、最後に印刷する段階で別の業者に委託するという形になりますと、大変非効率になりませんか。最終型を確認するまで委託したところと、その後に印刷をやることを変えることが果たして適切かという問題です。どうも変えるというのは非効率ではないでしょうか。例えば、業者によって持っているインクの色とか、そういうのが微妙に違ったりします。フォントが違うとは思いますが、そういうことを考えると、別の事業者には委託するということがいいのかなという気はしますが、どうでしょうか。

川崎統計局長 補足させていただきます。新しい情報ではないかもしれませんが、OCRの調査票というのは、吉澤先生がおっしゃったように非常に特殊なもので、例えば紙の中に変なシミがあったりすると誤読のもとになったり、それから、よくある話は、印刷の色が少しでも濃過ぎると、その印刷の色によったりするので、統計センターで処理するときにも事前にテストを入念的に繰り返しながら、この調査票で大丈夫かと、確認しながらやるような性格のものです。その意味で通常のものよりも相当印刷の精度が要求されることもあり、この業務は別に切り離しています。

これは、私もそこまで詳しくチェックしたわけではないのですが、入札で開札をしますと4月になりますが、それからこの紙で大丈夫かとチェックするやりとりをしておりますと、恐らくスケジュールに間に合わなくなることもあります。これが十分なリードタイムがありますとまだやる余地があるのかもしれませんが、大体4月に開札したらすぐ5月には客体に送付しなければいけないということになると、どこの事業者も受注してから作業を始めますので、かなり厳しいということがあるのではないかと思います。

大橋委員 期間的な問題ですか。

下河内統計調査部長 基本的には調査を実施していただきます調査会社に、委員ご指摘のようにつまみで一括して業務を委託して実施するわけでございますけれども、印刷関係につきましては、通常調査会社に委託いたしましても再委託等の手続がとられる場合が多いのではないのでしょうか。印刷につきましては、基本的には相手方の入札事業者に求めます資質や入札資格要件が調査実施業務のそれとは異なってきますので、その部分だけは切り離して契約をするというようなことで対応しているのではないかと思います。ですから、当然調査会社で可能なものであれば一括してやっていただくというのが合理的であろうという意味においては、委員ご指摘のとおりだろうと思っております。

大橋委員 結局OCRの文書の印刷というのがかなり技術的、専門的で、特定の業者しかやれないという状況なので、これについては委託した調査会社とは別の事業者に残している、別途前倒しでやっているという意味合いなのかもしれないですが、私は、再委託という方式があり、その方式で民間開放が実施される場合が多い以上、今のご説明には余り納得できませんけれども。

下河内統計調査部長 私の説明が不十分だったかもしれませんが、基本的には委託の場合は再委託を想定しておりません。ある事業につきまして再委託が必要な場合は個別に承認をとっていただくということになりますけれども。ただ、今回のような民間競争入札では基本的に調査実施業務について適切な能力を有する事業者を選定しておりますので、仮に、例えば調査能力が非常に優れているけれども、そういう印刷を自分の業務として行っていない事業者の場合は、印刷まで入札資格に入れてしまいますと、そういった印刷の要件の整った事業者しか入札に出ないということで、逆に調査能力はありながら手を挙げられないという事態も考えられるのではないかと。そういう意味では、調査会社が当然にできるであろう発送とか、そういった業務は一括して業務に入れた方がいいと思いますけれども、印刷は印刷で、これは従来からの印刷専門の事業者へ委託した方がより安価に、しかも確実にできるという場合には、それ

は基本的には契約の発注上、分割発注を行うことで対処させていただいております。そういう意味では、今回印刷の部分だけは切り離して、それ以外可能なものは一括してということで今のところ考えたいと思っているところです。

大橋委員 私は、民間開放というのは再委託を全く想定していないというものではないと思います。むしろ、再委託も許容した仕組みだというふうに考えています。現に、契約の中で、再委託するときには発注者の許可を求めなさいと書いてあるということは、民間開放においては再委託ということも許容されているのだらうと思うのですが。

下河内統計調査部長 通常、一般的に契約を行う際の、再委託は了解をとった上でやりなさいという規定は、具体的には発送業務で例えば宅配業者とかを使うこともありますし、それから、いわゆる単純作業的な業務については全部自分の委託を受けた会社で行うことはできないということも想定されるので、契約上入れておりますけれども、当初から再委託を想定するというのは難しいと思っております。それから、今回のように印刷に限って言いますと、印刷だけを切り離して行う方が、これは専門能力から見ましても、契約の金額から見ても安く上がるという場合には、あえて一括して入札業務に入れるというのは、これは不適切ではないかというふうに考えています。

川崎統計局長 今の話は一般論で、私どもはほかの契約でもそうやっております。例えばある種のをまとめてパッケージで発注するか、それとも工程のステップごとに分割発注するかというと、まとめてパッケージで発注しますと、まず事業者が全部の能力を持っている必要があるという制約が課されるので競争性が低くなるということがあります。一方、工程ごとに分けますと、それぞれの能力を持つ事業者もいて、まずその中で厳しい競争に晒され、結果的には分割発注した方が安くなるということが一般的には言われていますので、民間開放であるかどうかにかかわらず、工程として分割できるものは分けた方が合理的であるとも言えます。なぜならば、仮に受託した調査会社がどこかの会社に発注したところ予定より安く上がった場合、その超過利得は事業者が得てしまうわけですが、そのような超過利得は本来事業者ではなく国に返すべきもの、というも利益の発生というのはある意味で国費の無駄の発生と同視し得るものですから、それならば分割発注をする方が合理的だというのが、今のほとんどの国における契約の考え方になっているということがあると思います。

もう一点補足で申し上げますと、この調査は指定統計調査ですので、あらかじめ調査票の様式なども官報告示をしております。そういうことを考えますと、それほど自由度があるわけでもないということがあり、そこにつけ加えて、先ほどのテクニカルな問題が絡み合いますと、

調査の受託事業者にある程度自由度を設けてやらせてあげたい気持ちもありますけれども、色々な要素を考えていきますとここが限界かなというところが、今回の私どもの見解です。

吉澤座長 平成20年度はそういう事情もあるからやむを得ませんが、印刷から封筒に入れるまで一貫した作業でやるという効率化された工程も世の中にはあり得るわけです。ですから、将来そういうことが技術的にも可能になれば一貫してやった方が効率的だし、場合によってはここだけは専門の事業者にというようなケースがあれば、それはそのときにまた考えるということ。今の段階では日本の中ではやりにくいと思います。ただ、アメリカのNPCを見にいったら、そこは統計センターが自分自身で印刷工場を持っていて、印刷から封筒に入れるような過程を全部自動化してやってしまうのです。しかし、それにはかなりのお金をかけて設備投資しているわけだから、財政的にいいかどうかわからないということはあるんですが、これからは技術が変わり、一貫して、人手をなるべく介さないでこういうことをやってしまうというのはあり得るわけです。ただ、今の場合だと、印刷したものをまた渡して、それを封筒に入れる作業と分かれるから自動的にいかないですね。それは将来考えていく問題ということ。これは

大橋委員 一言だけ申し上げれば、私の知っているIT関係のソフト開発というのは、これは圧倒的に再委託、場合によっては再々委託までやっているというのが常態になっていて、そういう形で仕事が進められています。

吉澤座長 丸投げはいけないけれども、本質的でない部分の業務の再委託、本体以外の付随的なところでの再委託ということは、今後あり得るということですし、こういうものを考えないと効率は上がらないというのは当然だと思います。

舟岡委員 大橋先生のご意見に関連してですが、資料1の別紙2の督促回収率、基準日時点の回収率について17年度の実績値を適用するとなっていますが、それが適当かどうかというのは吟味しておく必要があるのではないのでしょうか。先ほどの民間開放したのだからこれまでより高い回収率があって当然だし、それを期待していたはずだという趣旨からしますと、残念ながら目標に達しておらず、その数値を次の年度の目標とするということになると、年々目標が低くなっていくのではないかということが危惧されます。そういうことがないような工夫、基準日時点の回収率が高くなると督促回収率がどうしても厳しくならざるを得ないということは確かでしょうから、最終的な回収率は100%が目標ではありますが、ある程度の目安を置き、そこをバランスにかけながら基準日時点の回収率に見合った督促回収率を設定するのがいいと思います。それもやや上目で設定する方が民間の受託事業者も業務に張りが出て頑張るのではないかと思います。

それとは全く別ですが、今回の受託事業者から、科学技術研究調査を受託してみたの提案というのはありませんでしたか。調査の流れ、その他実施要項ではこうなっているけれども、この部分をこうする方がより効率的で、調査として有効な調査が可能ではないかとか、そういう提案はありませんでしたか。

事務局 照会対応状況というのを週単位で提出していただいていたわけですがけれども、やはり初めてやる事業者ですから、1週間後に我々が中を検査して間違っているところを先方にまた知らせるといことだとタイムラグが発生するので、そこはできれば1週間単位とはいわず、もう少し短いスパンで事業者側に情報もたらされる形にしてはどうかという提案がありました。

舟岡委員 そうしますと、今一括して回収したものを、期日を定めて、これまでですと13日ですか。

事務局 回収状況については1週間単位で我々の方に提出していたものを、なるべくより短い期間で提出するという事です。

土屋委員 幾つかあるのですが、1つは、2ページの全体の回収率が、17年は、企業等が79%、19年78%、大体同じ水準でしたけれども、未回収の企業の内容、どういう企業が未回収だったのかということです。国がやったときと民間がやったときとで未回収の企業の状況に何か違いがあるのか、同じに回収をやって、何かそういう違いがあるのかどうか、というところを調べておく必要があるのではないかと思います。

もう一つは、回収率の推移のグラフがありますけれども、これは事業者に情報として開示するものだと思いますけれども、こういうものを参考にして督促の方法の工夫を促していくために提供するものだと思います。こういうところでどういう企業が未回収なのかという情報もあわせて提供してはどうでしょうか。一般の方を対象にした調査であれば、受託した調査会社はそういうところが答えてくれない傾向にあるか分かっていると思いますけれども、こういう初めての調査ではどういうところが未回収になりやすいのかということを知らない業者が多いと思いますので、そういった情報も提示することにより、督促の方法、回収率を向上させる工夫みたいなものを何か考えてもらえるかもしれない。ですから、未回収企業の状況ももう少し詳しく調べた方がいいのではないのでしょうかということです。

それから、照会対応の件数が、18年の実績に比べて1.7倍に増えたというお話がありましたけれども、民間開放によって増えたというわけではないのではないかと思います。といいますのは、照会対応の内容で、別紙にありますけれども、民間開放の確認とか苦情といったものの

件数は非常に少ないですから、照会がこれまでに比べてどの部分が増えているのかということも調べるべきではないかと思います。

私の推測ですが、例えばインターネット調査に関することが増えているということだとしますと、調査のやり方が分からなくて問合せをする、インターネット調査に関することの件数が増えた結果、照会件数が増えた。インターネット調査に関することは、事業者からさらに統計局に照会が寄せられるわけですから、事業者に問い合わせたのに、事業者がまた統計局に問い合わせ、そこから回答ということだとすると、客体から見れば民間開放によって回答がすぐに返って来なくなったと思うのではないかと、民間開放によって返事をもらいにいなくなっているかということが気になりました。

それから、来年度の実施要項案に「実施状況に関する調査の時期」とありますが、業務終了時点の評価は3年間の契約期間が終わった時点ではなく、毎年きちんとすべきだと思います。業務終了とは3年間のことなのか、毎年のことなのか判然としませんが、毎年という形になるようにいただく方がいいのではないかと思います。

以上です。

清水経済統計課長 最初のご意見につきましては、私どももできるだけ産業別とか、事業者の規模別など、いろいろな切り口を設けて調査を充実させていきたいというふうに考えております。

それと、照会対応状況の中でインターネット調査に関する件数が多いというご指摘ですが、これについては確かに、思っていなかったような事項がございまして、例えば客体がインターネットの調査に回答しようとしたところ途中で動かなくなった、どうすればいいのかといった質問があり、それは私どもから直接客体に回答するとともに、受託事業者にもこういう形で回答したということを連絡しております。そういうような事情でインターネット調査に関する照会件数というのが結構多くなっております。

それから、毎年報告をいただくということについても、確かにごもっともでして、毎年、回収率がどうなっているのかといった状況をきちんと確認をした上で考えていきたいと思っております。ただ、契約自体が3年間ということですので、途中で契約内容を変えていくということは難しいと見ております。

吉澤座長 契約内容に関わるのではなくても、フィードバックすべき情報で業務プロセスの質の向上を指向することは可能でしょう。そういう意味でもフィードバックを早く行わないと、次の調査に役立たないということがあるので、その辺は考えていただきたいと思っております。

気がついたことを申し上げます。実施要項案について、業務に当たり確保されるべき質というところで以前から気になっていたのは、色々な資料の中に、民間開放の実施に当たっての質の確保等に関する考え方というところで、記入状況等の質の確保が可能と見込まれることが必要だという文言がいつも出て来ます。これはしかし実際は大変難しく、記入状態の質をどうやってきちんと測るのかは、現在でもなかなか難しいところがあります。これは宿題の一つではないかと思っており、統計局としてもそういう問題をどのように考えていくかということがあると思いますけれども、今回は、この中からそのような記述が抜けているように思うのはどうしてでしょうか。記入状態の質という事柄は大抵のときに入っている記述だと思うのですが。

清水経済統計課長 説明のときに申し上げましたが、現在未記入とか、誤記入の率についてもカウントしておりまして、実際に業者から照会があった客体分、あるいは督促があった客体分について、統計センターで受け取った時点から照会で直されたケースの割合がどれだけあるかというようなことをカウントしております。ただ、その中身については、必ずしも民間事業者による影響だけではありませんので、もう少し幅広に考えていく必要があるかと思っております。ただ、内容についても見ていく必要があるという認識は強く持っておりますので、そういったことも参考にしながら考えていく必要はあると考えております。

吉澤座長 それから、以前から検討すべきではないかと思っていたのですが、入札参加者が提出する企画書の内容としてアから力がありますが、これは後で行う評価にも関係するけれども、この中で普通外部に仕事を委託する場合として欠けていると思うのは、委託先がきちんとした経営管理ができていのかどうかという観点の評価で、例えば最近のISOの規格の統計関係のものでも、調査機関の品質マネジメントシステムという表現で、それが委託先できちんと機能しているかどうかを問うということが世界的な潮流になっています。大事なことは色々ありますけれども、3つ言えば、第一点は経営者がしっかりしているかどうか。経営者がしっかりしていないと、経験豊富な担当者や要員体制を備えていても結局上手くいかないということは世の中の委託先に無数にあるわけで、そういうことは経営者を見ないとわからないわけです。それが入札のときの欠格事由が何かにも関係あるのかは分かりませんが、QMSというのは結局、経営者がしっかりしているかというところから始まるので、そういうものを見ないで委託するのは非常に危ないというのがあります。

第二点は、QMSの中では、後の照会、督促とかセキュリティーとか色々ありますけれども、要するにそういう業務プロセス管理の計画をきちんと立てているかどうかということです。それはその計画を出してもらわなければ分からないことですが、対策だけは企画書の中に

出してくれても、マネジメントはこうやるということが表されていないと非常に怖いと思います。ですから、そういうところを見ながら進めていかないと危ないのではないかとことです。

それから、第3点は、先般のISIなどでもドイツの人がいろいろ聞いていたのが、教育研修に関することでした。教育は非常に重要で、いい教育をしなければなりません。どこが問題で、こういうところで抜けているのはなぜか。その相手がちゃんとあるレベルに達したかどうかを人事考課する。アプレイザルという言葉は企画書などでは使うけれども、それを考課して、大丈夫だという仕組みがあるかどうか重要です。単に教育をしましたというだけでは教育の成果がきちんと備わったかどうか分からないので、教育のやり方ではなく実際に身についたかどうかの調べ方、その考課の仕組みを委託先が持っているかどうかは、結構大事なところだろうと思います。だから、今のところは研修プログラムとか、考課というものを少し入れるかどうか、考えた方がいいのではないかとことです。すぐには活かせないかもしれないけれども、一般的に委託するときの問題点として3つ感じているので検討していただければと思います。今後、少しずつ取り組んでいただければと思います。

ほかには何か、この問題はよろしいですか。

土屋委員 細かいことですがけれども気になったのが、落札者決定の評価の1つとしての「設備・環境」として、電話でモニターできる機能を有するかということと、通話内容録音の機能を有するかとあるが気になりました。というのは、電話に出た人が、この話を録音するけれども、いいですかと、相手に了解をとった上で行うのならいいですが、普通はそういうことはしないのではないだろうかと思うのです。

吉澤座長 最近では0120でも、電話をかけると相手方からこの電話は録音しておりますからとことわるケースが増えてきましたから、世間的には結構そういうことが当たり前になっているのではないですか。トラブルが多いから、録音が当たり前になっているのではないですか。

土屋委員 そういうことであればいいですが、電話をかけている人が、相手は、聞いているのは一人だろうと思ってかけているのに、そうでない状況になっているのではないかとというのが気になったのです。

吉澤座長 そのあたりは、相手のあることだから難しい問題です。ただ、コールセンター内部でのモニタリングなどでは、実際に電話に出ている人を例えば10人ぐらいを1チームとすると、1人ぐらいは必ず少し離れたところでどういうふうに行っているかを監督し、指導したりする。そういう班長みたいな人を、アメリカのコールセンター、統計局に全部置いてやっ

ます。民間であれば、そういうことは中でやり易いのではないかと思いますけれども。

他には宜しいでしょうか。細かいことは沢山あるかと思いますけれども、これまで出していた意見を踏まえて、また検討していただければと思います。特にこの資料をすぐに修正しなければいけないというところは、今はないということによろしいですか。あればまた相談をさせていただきます。

では、次の議題2として、その他の統計調査の民間開放に係る取り組み状況に移らせていただきます。平成20年住宅・土地統計調査の民間開放の実施について、それから個人企業経済調査の民間開放の実施について、及びその他の統計調査の民間開放の実施について、事務局から説明をお願いします。

杉山調査企画課長 それでは、本件につきましては私から説明いたします。

まず、平成20年住宅・土地統計調査の民間開放の実施についてということでございます。これまでの懇談会でも何度かお諮りしているものですが、ある程度情報も整ってきましたので、全体像について整理してお示するという趣旨の資料でございます。

席上配布資料について「住宅・土地統計調査の概要」をご覧ください。これにつきましては現在、統計委員会に諮問しておりまして、そこでの審議を経て答申が出て、それを踏まえて政策統括官の方に手続をとった上で最終的な姿のものが出来上がっていくという流れになります。現時点では途中段階ということになりますけれども、前回調査との違いを中心に簡単に整理したのがこの表です。

(1) 調査の地域・対象につきましては、基本的には同じぐらいの数ですが、調査の対象数は前回360万のところ今回は350万ということで、若干減っています。

(2) 調査事項は前回と同様です。(3) 調査票の種類ですが、前は甲と乙と2つの中に調査員記入欄として、建物の外観に関する把握事項がありましたが、今回はこれらを建物調査票という形で独立させて一つの調査票を形成しています。

(4) 調査方法ですが、前は調査票の記入の仕方に封入用シールを貼付して封入できるという形の任意封入方式で行いました。今回も任意封入方式が基本ではありますが、全世界帯が封入するという方式も試行的に実施する予定としております。それから、オンラインによる調査票回収方式も試行的に実施するというので、若干の違いがあります。

その他ということで、今、就業構造基本調査で実施している照会対応のコールセンターについて、この調査でも設置することについて検討中ということになっています。

次に、「民間開放の枠組み」についてです。()業務の範囲ですが、概括的に言えば調査

票の配布、取集め、検査及び付随業務ということで説明しましたが、それを個別具体の業務に即して書き下しました。調査の準備段階から調査の実施、それから調査票回収後の審査まで含めて整理するとこういう形になるという、この範囲が民間開放の範囲であるということでお示ししているものであります。

(2) 実施単位ですが、これは市区町村の全域を単位として実施するという整理です。ここは、前回お示した中では、政令市ではその中の行政区単位でという話もしておりましたが、他の制度との関係を整理した結果、市区町村の全域を基本的な単位であるということとしたものです。

(3) 入札・契約ですけれども、これは原則、総合評価方式による一般競争入札により実施ということになります。

(4) モニタリング、実績評価ですが、これは調査の終了後、質あるいは効率性につきまして、現在実施しております就業構造基本調査の例などを参考にしながら検証することを考えているというものです。

次に、「今後の主なスケジュール」についてです。(1) 国が行う環境整備に関してですが、現在まだ統計委員会で審議中ではございますけれども、並行する形で統計法施行令と調査規則の改正についてパブリックコメントを実施してございます。年内目途で委員会答申をいただき、総務大臣(政策統括官)の承認を経て施行令と調査規則の公布・施行という見込みであります。

(2) 都道府県や市区町村が講じる措置につきましては、都道府県・市区町村との間で連絡をとりながら進めているものであります。11月中に各都道府県から市区町村の意向を照会し、取りまとめていくという事務的な作業をしてございます。実施したいという都道府県あるいは市区町村がある場合には、事務処理特例条例の制定といった手続が県議会等で必要になるということです。この調査は来年10月に実施いたします。

次に、「参考1」として、民間開放に当たっての質の確保に関する考え方を載せております。まず、判断項目ということで、質の確保、業務の効率化、受託可能性の3原則ということで、整理しております。

特に「質の確保」に関しましては、もう少し具体的な内容について今回お示しさせていただいております。例えば入札参加資格については、これまでに統計的なサンプリングに基づく訪問留置調査や、あるいは面接調査の実施経験がある等々、評価項目の必須項目として、例えば調査員の確保、配置が可能であるとか、教育研修システムの実施体制が整っているかといった

ことを掲げております。以下項目としては、こういうことが考えられるというものを例示として掲げております。

「受託事業者の業務内容」ということで、例えば調査票の回収率100%を目標とするということ、具体的な数値なども掲げてございます。

「受託事業者による確実な履行を担保・確認する措置」ということで、例えば、定期的な報告といったことも明記しております。

以下、同様の条件等が明記されているものです。

質の検証と効率性の検証、実際に委託をやったからのモニタリングというべきものですが、これにつきましては、まず1番目の質の観点としては、回収率、記入状況、苦情件数の内容等、こういったものがポイントになるという整理でございます。

2番目の効率性の検証の観点ですけれども、これにつきましては、経費面、あるいは調査に要した時間とか業務量、そういったものがポイントになるのではないかとということで整理しております。

参考2は、前回暫定版ということでお示ししました試験調査の結果を再掲しているものです。基本的にはほとんど同じ中身ですけれども、コスト関係を追加しております。今回の試験調査であまり厳密な分析はできなかったというのが結論ですが、要するに官民の経費区分が異なるため単純な比較はできないのではないかとということで、とりあえず官と同様に実査を行う場合において民が要するコストに関しての情報が得られたというものととどまるということでございます。

住宅・土地統計調査の関係は以上です。以下のものは統計委員会に提出した資料の抜粋です。

続きまして、個人企業経済調査の民間開放の実施についてということで、同様のスタイルで整理してあります。

「個人企業経済調査の概要」について整理しております。既にご承知かもしれませんが、調査対象は約4,000事業所、事業所対象の調査であるということ、調査事項は大きく動向調査と構造調査とあり、動向調査につきましては営業状況とか営業収支などを調べるもの、構造調査では、事業者の年齢とか1年間の営業収支という内容である、ということをもとめております。

調査票の種類として、動向調査票、これは四半期ごとのもの、構造調査票につきましては毎年3月末に実施するものです。

次に、「個人企業経済調査の民間開放の枠組み」ですけれども、業務の範囲につきましては、先ほどの住宅・土地統計調査と基本的に同じです。配布、取集め、検査及び付随する業務とい

うことで、実施段階ごとに列記しております。

実施単位は都道府県単位、都道府県を通じて行うこととしているものです。

入札・契約ですが、同様に、総合評価方式で実施します。

それから、モニタリング、実績評価、これも基本的には先ほどのものと同じで、質と効率性を中心に検証するというものです。

「今後の主なスケジュール」ですけれども、先ほどの住宅・土地統計調査と同じタイミングで施行令と調査規則の改正に関するパブリックコメントを実施しているところであります。こちらは、総務大臣（政策統括官）の承認があれば年内に施行令や調査規則の公布・施行までができるのではないかと考えております。

次に、国の環境整備のもとで「都道府県が講じる措置」であります。これは四半期ごとに実施する、全部で4つのグループを用いて実施するものでして、4月にスタートするもの、7月にスタートするもの、それから10月、1月にスタートするものという形になっております。4月にスタートするものにつきましては、その前の四半期に準備作業が入りますので、20年度からの実施の場合には7月の調査からの着手になりますので、民間開放の対象は、手続的にも7月実施の調査からというスケジュールになるということです。

質の確保、そのために都道府県が講じる具体的措置につきましては、住宅・土地統計調査と同じ内容ですので省略いたします。質の確保及び効率性の検証も内容的には同じものであります。

最後に、その他の統計調査の民間開放の実施についてということで、取組状況を簡単に整理しております。現在実施している19年就業構造基本調査ですが、現時点では福井県越前市での民間開放の状況につきまして、質の確保や効率性の観点から、全調査世帯に対するアンケートの実施でありますとか、実査に関わった調査員からの意見聴取、あるいは規模等が類似した他の市での回収率や記入状況と比較して検証をしているところであります。

それから、経常3調査につきましては、引き続き検討しているということでもあります。

サービス産業動向調査については、承認統計ですけれども、閣議決定を踏まえて委託業務の範囲とか、入札方法等の民間開放の具体的内容について検討を進めているところです。

家計消費状況調査については、次回入札を20年4月からの実査に向けて行うものですが、仕様書等の具体的な内容について現在検討しているところでございます。内閣府から了解を得て、実務的に進めているという段階にございます。

吉澤座長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

舟岡委員 この懇談会の1年前に行われました研究会で、民間開放というものがどこまでの範囲をさすのかということの議論が行われまして、その意味するところは包括的な民間委託だという説明を大橋先生からいただきました。その上で包括的な民間委託とはどの範囲までをさすのかということを経験して議論した覚えがあります。少なくともそのときの結論は、調査の企画設計、それから審査、これらは含まないという理解だったと思います。今回の住宅・土地統計調査の枠組みを見たところ、調査票の審査業務まで委託するというのはちょっと行き過ぎではないかと思います。といいますのは、調査で調査票を作成する立場と同じ立場の事業者が審査を行ったら、メーカーが起きやすいということがあるからです。未記入があった場合に何らかの形で埋め合わせてしまうとか、何か不都合があった場合には数字をうめてしまうとか、そういうリスクがあるということが一点。

それから、通常、調査を企画・実施する官庁等の機関は、審査業務を通して調査の改善に関する情報を得ています。どういう記入状況であるのか、どういうところで誤りやすいのか、どういうところでもう少し工夫すれば協力を得やすいのか、そういう情報が次の調査に向けての改善すべき点につながるとしますと、そういう政策のための情報を全く失ってしまうということは、統計の発達改善をやりませんと言っていることに等しいと私は理解しております。承認統計やそういう類の統計ならともかく、これから基幹統計、重要な統計として認められるためには、審査業務に関しては然るべき機関が行うべき、これは当然のことではないかと思えます。

吉澤座長 事務局から、その考え方について説明をお願いします。

杉山調査企画課長 確かに、舟岡先生のご指摘の点、そういうメーカーの懸念であるとか、現場の意見を通じてよりよい統計調査を実現していく調査のノウハウの継承といった点につきましては、今後きちんと担保していかなければならないと認識しております。仮に民間開放することによって市区町村の関与が完全に断絶してしまうということになると、そういう事態を招くことになると思いますが。

舟岡委員 審査業務そのものが調査の企画に結びついているのです。今回は明らかにそうではなくて、一番典型的にあらわれているのが、個人企業経済調査について、都道府県が講じる措置の具体的内容として、調査票等の整理状況、部数、名簿と調査票の照合、調査票の記入内容、簡易な検査とありますが、これで本当に次の調査改善に結びつくようなノウハウなり情報というのが入手できるとお考えですか。少なくとも政策原課を持っている経済産業省や厚生労働省等が行う調査は、審査業務が調査の命ということで、調査統計部門が責任を持ってやってきたわけです。ところが統計局はそうではないから時代に対応するような形の改善が進んでい

ないのではないですか。それは市区町村から、都道府県から情報が上がってくる、そのことと時代の変化とをあわせて、統計調査がどうあるべきか、内容をどう変えたらいいか、そういう改善をしてきたことに意味があるのです。それを無くすことは根幹に関わると思います。

吉澤座長 それは特に個人企業経済調査の問題ですか。

舟岡委員 住宅・土地統計調査です。

吉澤座長 20年の住調は市区町村でも指導員等を活用しつつ、集中的に審査を実施という項目になっていて、もちろん調査員が自宅等で封入されずに提出されたものについては審査するということになっています。

舟岡委員 これだったらいいのです。これは通常の民間開放しない場合の枠組みですね。民間開放の対象となり得るということになってはいますが、調査票の用紙、記入内容等の審査の民間開放をやっていいのですか。

杉山調査企画課長 個別の項目を委託した場合、どういう影響が出るかとか、あるいはどういう形で市区町村が関与すべきかといったところは、まだ詰めていかなければならないと思います。ただ、そもそものところの民間開放の定義から出発しますと、企画あるいは集計のところを除いた実査の部分であるという整理がまずあって、その中でどこまでが民間開放として開放可能であるかといったことをこれまで議論してきたということだと思います。

舟岡委員 これは先ほど言いましたが、去年の研究会の1回目、2回目でそこをかなり議論しました。審査については民間開放の範囲に含めないということによろしいのではないかと、そういうまとめ方だったかと思います。

大橋委員 私の理解でいえば、確かに舟岡先生がおっしゃるように、統計調査の企画、これは民間開放は不可能だろうし、またやるべきではないだろうと思いますけれども、それ以降に続く一連の作業というものについては、その中身に照らして民間にできないものかどうかを検討した上で、その判断によっては十分民間開放ができるものもあるだろうということで申し上げたと、私は思います。そのときに、今、舟岡先生が言われた審査というのは、非常に素朴な言い方をすれば、記入した人が本当にきちんと書いているかどうかという点をチェックするわけで、それは別段統計局でなくても、あるいは都道府県でなくてもできる性格の仕事ではないかということで、私は審査業務は基本的に民間開放の対象と十分なり得るものだと思います。

舟岡委員 検査までであれば民間開放はできるだろうと思いますが、審査というのは統計調査の根幹なので、民間開放に含めるという考え方はとらないということだったと思います。

吉澤座長 審査の範囲と審査の定義の問題ですけれども、調査において、今までも審査をど

こがやるか、それから、コンピューターチェックの部分も審査としてやっている部分もありますが、その審査はどこがやるかということがあると思います。この種のもはまだコンピューターに入っていない調査票の生のデータを直接見るというもので、おっしゃるように、それだけでも審査は終わりというわけではなく、その後に調査票が集まってから色々な形のコンピューターチェックその他が入ります。

大橋委員 審査業務というのは具体的にどういうものか、説明してもらった必要がありますね。その説明をしてもらえば舟岡先生も納得するかと思います。特に検査と審査とはどういう関係にあるのか、検査したものをさらに何かするのかというようなことについて、つまり審査というのは何なのかということについてもう少し明確に説明してもらわないと、議論がかみ合わないと思います。

事務局 住宅・土地統計調査に即して申し上げますと、検査、審査の流れとしては、この調査の場合は封入が非常に多いということがありますので、市区町村職員が直接それらすべてを審査できるかどうか非常に大きな課題になっております。民間開放を行うかどうかということにかかわらず、市区町村が指導員等を活用し、その市区町村の職員が指導員を管理しながら作業を進める、調査票についてあらかじめ定められた記入要領に従い記入漏れのチェックを行う、それから誤記入については目で見られる範囲のチェックを行う、そういった作業を実施して指導すべき点があれば指導していくというふうな形で作業が進んでいくというものです。それから、記入漏れがある場合には、世帯の連絡先がある場合は世帯に連絡します。この作業は本来はその前の調査票の回収段階で調査員が世帯に確認すべきものですが、それについて、今回の住宅・土地統計調査では封入の率が極めて高くなるのではないかと、半分を超えるのではないかとということも十分に考えなければいけないということがありますので、その後で照会等を行う工程でかなり負荷が多くなってくるだろうということを考慮し、そういうやり方を想定しているところであります。

民間事業者を活用する場合は、今、申し上げました記入要領に沿って中身をチェックし、もし難しければ市区町村職員に相談するといった中で業務をやっていただくこととなります。最終的にそれをちゃんとチェックをしたかどうかということは市区町村職員が、事業者が部数の照合の他にさらに一定の抜き取りが何かで検査を行っているかどうかを見て、それでもし問題があればやり直させる、そういったやり方で事業者を活用することで、業務負荷の増大の回避と、質の確保を両立してまいりたいと考えているところです。

下河内統計調査部長 お話しございましたように、そもそも、審査と検査で、どこまでを事

業者にやらせられるか、審査は民間ではなく直接調査主体がやるべきではないかというところについて、余り整理できていないという実情でございます。今回、就業構造基本調査の民間開放を越前市でやったときには、実は世帯にお伺いしないと判明しないような事項については、民間の事業者が聞く際に市町村の職員が側におり、共同で聞き取りを実施しました。なぜこういうやり方をとらせていただいたかというのは、一つには、世帯側の拒否反応、民間の事業者が具体の調査票の内容についてまで聞いてくるということについて、拒絶反応が強いかどうか、これをきちんと確認しなければいけないということがございますからです。地方公共団体の皆さんと民間開放の話をする際には、調査票のチェックをただ民間事業者が配って集めるだけで、市区町村の職員がすべて、調査票の記入漏れとかを市区町村の職員が全部やるということになると、業務の効率化につながらないのではないかとこの声もありました。ですから、そういう意味では民間事業者にどこまでやらせることができるのか。世帯側の反応と、それから実際どれくらい業務量があるかというのを、今回、越前市でみた結果どういう状況だったかということを検証しているところです。

舟岡先生がおっしゃるような、全部丸投げで審査をやらせると次の調査の改善にはつながっていかないというご意見もあり今すぐ答えを出すものではないと思いますが、実はこういう照会があって、こういう業務もしなければならぬ、機械でやるチェックと同じような、空欄に対してここが抜けているけれども云々というチェックまでを民間事業者にやらせるのか、あるいは、内容にわたって世帯に聞き取りを行うところまでを行わせるか、こういったどこまでの業務を事業者に行わせるかという点については私どもの宿題とさせていただき、検討してまいりたいと思います。

舟岡委員 通常、調査員が行う検査に近いものとしては、未記入については記入をお願いしてすべての調査項目が埋まるようにするわけですね。そこに、例えば明らかに誤りがあったと調査員がわかったとしても、その誤りを相手方に伝えるということはないのですか。例えば、どう考えてもこの世帯人員というのはもっとたくさんいるだろうに2人しか書いていなかったとします。それをあなたのところはもっと世帯人員がいるはずではないかということ世帯に確認するとなると、これは調査員として行き過ぎであると思います。一方、その箇所を他の色々な箇所をクロスで組み合わせて、明らかに不整合である、あるいは誤記入であるということをチェックして改めて照会をかけるというのは市区町村で行い、また、国が直接行うものだったら国の機関が行っており、これが審査だろうと思います。ここから初めていろいろな調査における改善すべき点というのが情報として上がりますし、より精度の高いものになると思

います。

ちなみに言いますと、メイキングの量がたくさんですと明らかに空欄を埋めるところに規則的な埋め方が出てきます。かつて科学研究費でメイキングが見つかった事例でも、プログラムチェックにかけたら明らかにこれはメイキングしているだろうということが予想できて、それで問い詰めを行ったところ露顕したということがありました。その作業というのは少なくとも実施者が責任を持ってやるべき業務だろうと思います。

吉澤座長 そういうご意見もありますので、宿題として少し検討していただくということにします。どこまでを民間開放の範囲にするかということ、受託者側、それから市区町村側としても、両方にとって今の時点でこのぐらいまではというところがありましようから、その点に照らしての検討を。

将来はだんだん変えていくということもあるかもしれないし、コンピューターの利用などによって審査、チェックの仕方も違ってくることも十分あり得るけれども、今のところはそういうところから無理なくスタートする。この住宅・土地統計調査も、本当に民間開放をやってくれるところがあるかどうかは非常に重要な問題ですから、そのあたりを無理なく考えていくということだろうと思います。

大橋委員 私の希望ですけれども、審査の範囲というのをどう捉えていくかという問題もありますし、あるいは審査と検査をどう考えるかという問題もありますけれども、基本的に審査の仕事の中で、十分民間でもでき得るものがあれば、それは民間開放の対象とするべきだと思います。もちろん、その際には調査部長がおっしゃるように相手方の拒絶反応というような問題も考えなければなりません、拒絶反応があるので民間は無理だというのは対象業務から落とせばいいし、そういうものがないとか、あるいは非常に単純な記入漏れとかについては、これを審査に含めて考えるのであるならば、こういうものは民間開放してもいいのではないかと、何も県で、あるいは国でやる必要はないのではないかと思います。

吉澤座長 そういう考え方も当然ありましようから、その上で検討を進めてもらいます。

土屋委員 一番大事なのは、今、回収率が下がっている中で、どうやって回収率を維持し、できれば向上させられるかということであり、調査の客体からの視点というのがこの問題を考えるときに一番基本となるべき事柄です。なぜ封入して提出したがるのかということ、それは民間に見られたくないから封入して提出するのだというような調査客体からの視点で第一に考えるべきです。当然調査する側からすれば業務量の問題とか、そういうこともあるかもしれませんが、今の調査環境からすれば、調査客体からの視点というのを第一に考えるべきではない

でしょうか。その上でどこまでを民間に開放するべきか、しないかというふうに考えていくべきではないかと思います。

吉澤座長 今のようなお話の中では、特に住宅・土地統計調査は世帯で回答するというところで、企業が回答する場合とは違います。そこで大事なものは、苦情処理のような問題解決の仕組みです。民間開放したときに、苦情処理の仕組み、マネジメントシステム、今ではISOやJISにも苦情処理マネジメントシステムのガイドラインがきちんとあるぐらい民間でも非常に重要とされており、色々なときに使っているわけです。照会対応というけれども、その中で苦情のようなものをどう扱うか、単純に答えて済むものはいいけれども、何がどういう苦情であって、それをどう扱うかというような仕組みは、こういう時代はよく考えてやらないといけません。だから、民間のほうがそういうところを上手くやってくれるかもしれないし、その意味でもどういう仕組みで苦情処理をやりますというようなことも最初から提案してもらうことも必要だと思います。照会対応だけというのは少し粗いのではないかという気も持っています。

それでは、宜しいでしょうか。そういうことで、議題2については今のご意見、特に舟岡先生からのご意見も踏まえて少し検討していただくということでいきたいと思います。また、この資料を修正するようなことがある場合には私と相談をしていただくというような形にしたいと思いますが、よろしいですか。

それでは最後に、事務局から次回の日程について連絡をお願いいたします。

杉山調査企画課長 第5回の懇談会は、来年を想定しておりますけれども、具体的な日時につきましては改めて調整した上でご案内いたします。

以上でございます。

吉澤座長 そういうことで連絡がいくと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、長時間にわたっているいろいろ貴重なご意見をいただき有難うございました。これで第4回の懇談会を終わらせていただきます。

午後 5時50分閉会